

大船渡市教育大綱の策定方針について

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項において、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされている。

なお、この法律では、教育の政治的中立性、継続性・安全性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化を求めている。

このため、市長が定める当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、その目標や施策の抜本となる方針を定めるものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。」

3 現行の大船渡市教育大綱

○ 基本理念

郷土への誇りに満ち、心豊かに未来を切り拓く人づくり

○ 重点的な取組

- 1 子どもたちの未来を創り出し、生きていく力を育みます
- 2 豊かに生き生きと学びながら、ともに支え合う心を育みます
- 3 地域に貢献し、広く活躍する創造的な人材を育てます

【計画期間】 令和3年度から令和7年度まで

4 大綱の見直し方針

現行の大船渡市教育大綱と当市の最上位計画である大船渡市総合計画前期基本計画が令和7年度をもって計画期間満了となる。

このため、令和8年度からの次期大船渡市総合計画後期基本計画の内容、計画期間等と整合を図りながら、新たな大船渡市教育大綱を策定するものとする。

大船渡市教育大綱と関係計画との関連イメージは、別添資料1のとおりである。

また、大船渡市教育大綱の策定体制は、別添資料2のとおりであり、市長と教育委員会の協議の場である大船渡市総合教育会議に諮り、決定する。

5 大綱の計画期間

大綱が対象とする期間については、特に法律では定められておらず、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の期間及び市の総合計画基本計画の前期・後期の期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度が想定されている。

こうしたことから、本大綱の計画期間については、大船渡市総合計画後期基本計画と大船渡市教育振興基本計画との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

また、教育をめぐる社会の変化等を踏まえ、必要な改訂について、大船渡市総合教育会議で検討を行うこととする。

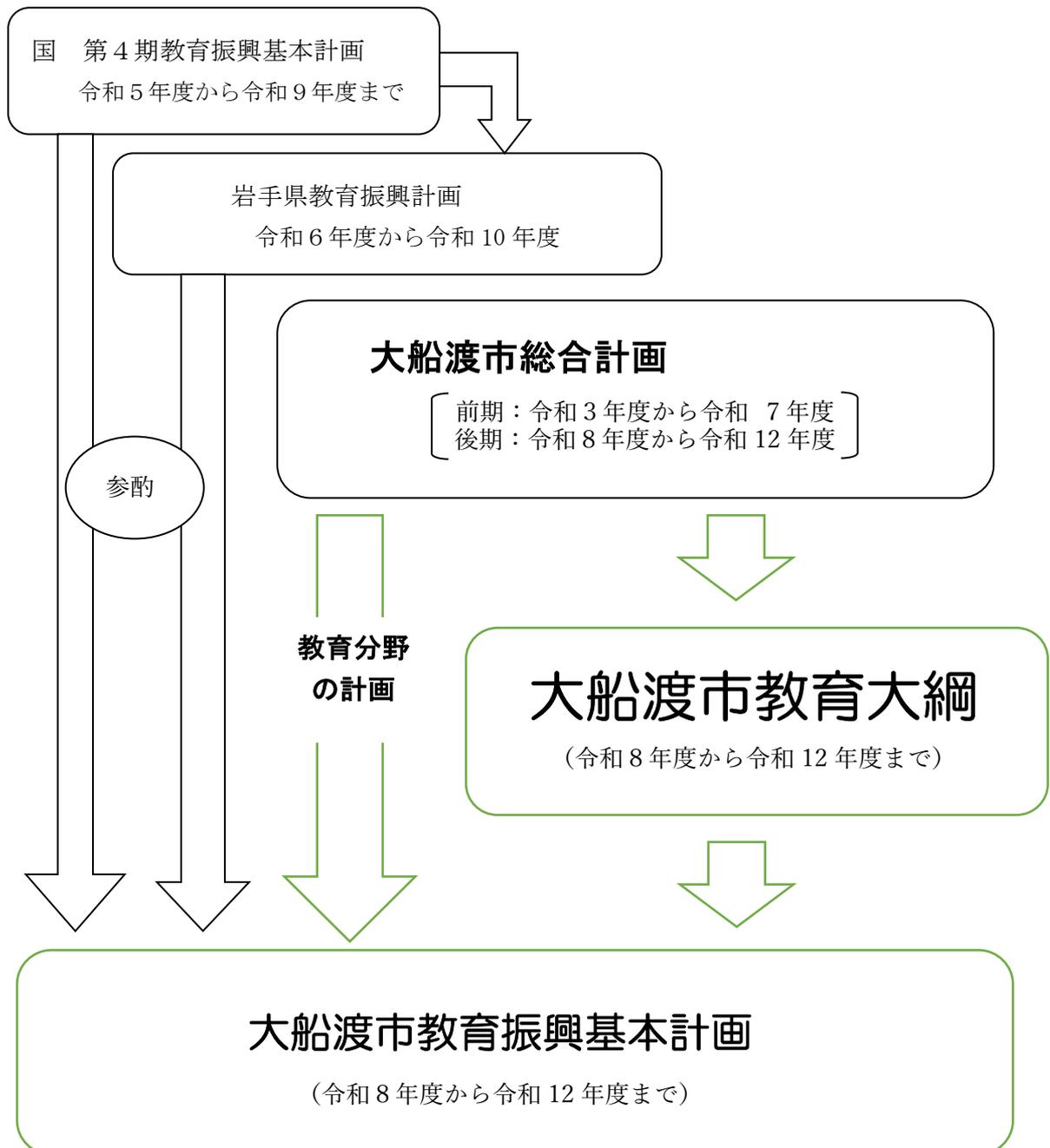
| R 3 2021 | R 4 2022 | R 5 2023 | R 6 2024 | R 7 2025 | R 8 2026 | R 9 2027 | R 10 2028 | R 11 2029 | R 12 2030 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 大船渡市総合計画 | | | | | | | | | |
| 前期基本計画 | | | | | 後期基本計画 | | | | |
| 大船渡市教育大綱 | | | | | 大船渡市教育大綱 | | | | |
| 大船渡市教育振興基本計画 | | | | | 大船渡市教育振興基本計画 | | | | |

6 策定スケジュール

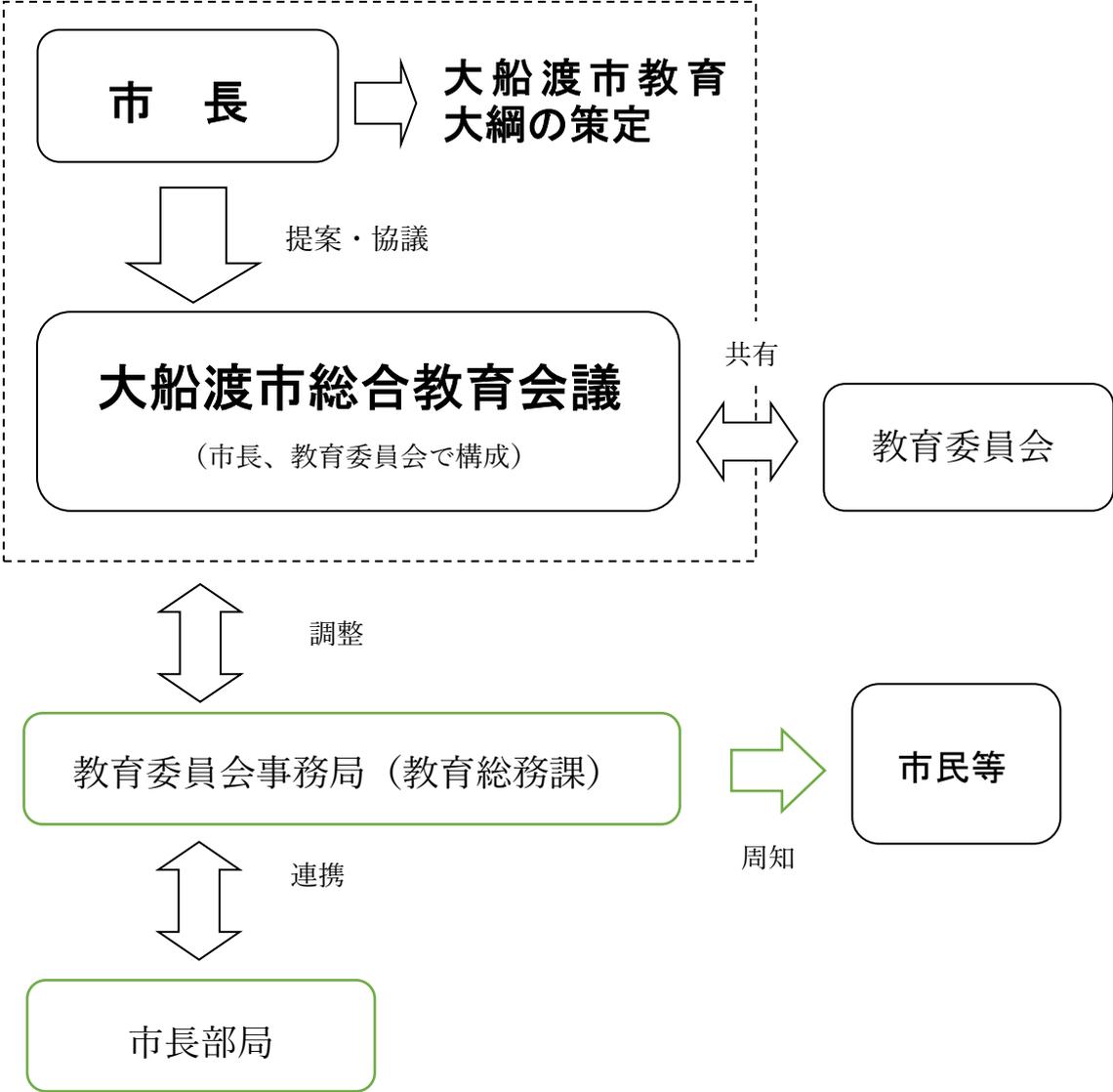
別紙資料3のとおり

※大船渡市教育大綱の関連イメージ

○教育基本法



※大綱の策定体制



大船渡市教育大綱策定スケジュール（案）

別添資料 3

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|-----------|----------------|----|----|----|----|----|-----------|-----|-----|-----|--------------|----|-----------|--|
| ○全体 | 策定方針・スケジュールの検討 | → | | | | | | | | | | | | |
| | 総合計画等との調整 | | | | | → | | | | | | | | |
| ○大船渡市教育大綱 | 素案作成・調整 | | | | | → | | | | | | | | |
| | 教育総合会議 | | | | | | ① 基本方針 | | | | ② 大綱(案)協議 | | ③ 大綱策定 | |
| | 広報等による周知 | | | | | | | | | | | | ●掲載 依頼 | |

<参考>

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------------------|---------|--|-------------|--|--------------|-------|-------------------|---|-------------|--|--------------|------------|-------------|--|--------------|----------|---------|----|
| ○大船渡市総合計画 | 総合計画審議会 市議会 | | | 審議会 基本方針 | | 審議会 成果の検証 | | 審議会 基本計画素案 | ↓ | ①全協 | | 審議会 基本計画案 | ↓ | ②全協 | | 審議会 とりまとめ | ↓ | 定例会議案提案 | 報告 |
| | ○大船渡市教育振興基本計画 | 素案作成・調整 | | | | | | → | | | | | | | | | | | |
| | 教育振興基本計画 策定検討委員会 | | | | | | | ①基本方針 骨子素案協議 | | ② 計画素案協議 | | ③計画案 協議 | | | | | | | |
| | 教育委員会定例会 | | | | | | ①基本方針 | | | ②計画素案 協議 | | ③計画案 協議 | | | | ④最終案 | | | |
| | 関係部課等調整 | | | | | | ←→ | | | | | | | | | | | | |
| | アンケート パブリックコメント | | | | | | | ←→ アンケート | | | | | ←→ パブコメ | | | | | | |
| | 市議会 | | | | | | | ●必要に応じ議会月例会議で経過報告 | | | | | | ←→ 計画案協議 | | | ←→ 報告 | | |

大船渡市総合計画 2021 後期基本計画の施策体系（案）及び構成（案）について

1 施策体系（案）

後期基本計画の施策体系については、次の考え方により現体系（24 施策）を継承します。

(1) 基本構想との整合性

施策は、「まちづくりの長期的な方向性を示す重要な柱」であり、総合計画の期間中は将来都市像の実現に向けて一貫性を保ち、安定的かつ計画的な行政運営が求められます。

(2) 地方創生の考え方への適合

現体系は幅広い分野に対応しているため、地方創生 2.0 基本構想の考え方を反映させることができます。

ただし、施策7の名称中の「結婚」に係る記述については、ライフスタイルや価値観の多様性を尊重するという理念にそぐわないと判断し、削除します。

(3) 留意すべき特定事項への対応

社会環境の変化や令和7年大船渡市大規模林野火災など、今後に大きな影響を及ぼす特定事項については、各分野の施策に基づく基本事業において、柔軟に対応します。

【大船渡市総合計画 2021 後期基本計画の施策体系（案）】

| 施策の大綱 | 施策 | |
|--------------------|--|---------------------------------------|
| | 現行（前期基本計画） | 後期基本計画（案） |
| ①豊かな市民生活を実現する産業の振興 | ①地域活力を担う水産業の振興 ②地域特性を生かした農林業の振興 ③にぎわいあふれる商業・観光の推進 ④地域経済を支える地場企業の振興 ⑤雇用の創出と安定 | 継承 |
| ②安心が確保されたまちづくりの推進 | ⑥ともに支え合う地域づくりの推進 ⑦結婚支援と子ども・子育て支援の充実 ⑧生涯にわたる健康づくりの推進 ⑨地域福祉の充実 | 継承するが、 <u>施策7は「子ども・子育て支援の充実」に名称変更</u> |
| ③豊かな心を育む人づくりの推進 | ⑩学校教育の充実 ⑪生涯学習の推進 ⑫生涯スポーツの振興 ⑬地域の歴史・文化資源の継承 | 継承 |
| ④潤いに満ちた快適な生活環境の創造 | ⑭適正な土地利用の推進 ⑮良好な生活空間の創造 ⑯交通・港湾物流ネットワークの充実 | 継承 |
| ⑤やすらぎある安全なまちづくりの推進 | ⑰自然災害対策の推進 ⑱市民生活に身近な安全の確保 | 継承 |
| ⑥自然豊かな環境の保全と創造 | ⑲生活環境の保全 ⑳自然環境の保全 ㉑廃棄物処理対策の推進 | 継承 |
| ⑦新たな時代を切り拓く行政経営の確立 | ㉒市民参画の拡充 ㉓質の高い行財政運営の推進 ㉔広域・大学連携の推進 | 継承 |

2 構成（案）

各施策を具体的に推進するため、施策ごとに「目的と成果目標」「貢献するSDGs」「現状」「課題と基本事業」で構成します。

また、内容については、関係者間での共通理解や議論の質の向上に貢献できるよう、施策の構造をわかりやすく、また可能な限り簡潔に取りまとめます。